

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第7次報告）（案）」
に対するパブリックコメントの実施結果について

I. 概要

平成26年1月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第7次報告）（案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成26年2月4日（火）～平成26年3月5日（水）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

II. 意見の提出状況

○意見提出者数：1名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	0
民間事業者	0
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	0
個人	0
合計	1

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：1件）

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 0件 |
| 2. 第7次報告における類型指定のあり方の検討について | |
| (1) 播磨灘北西部 | 0件 |
| (2) 備讃瀬戸 | 1件 |
| (3) 燧灘東部 | 0件 |
| 全体を通して | 0件 |
| 別紙 「各水域における類型指定を行うために必要な情報の整理について」 | 0件 |

III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(第7次報告)(案)」に対する意見募集結果について

番号	意見概要	見解	のべ意見数
	1. はじめに		
	意見なし		
	2. 第7次報告における類型指定のあり方の検討について		
	(1) 備讃瀬戸		
	意見なし		
	(2) 備讃瀬戸		
	備讃瀬戸の岡山県西部沿岸水域の沖については、管理上の混乱を生じる恐れがあること、底生生物の豊富な海域であること、大半が水深10m以浅であることから、周辺の水域と一括して特A類型とすべきである。	当該水域の水環境管理の煩雑さ回避の観点等を踏まえ、一括して、周辺水域の類型と同様に特A類型とすることとします	2
	(3) 燧灘東部		
	意見なし		
	全体を通して		
	意見なし		
	別紙「各水域における類型指定を行うために必要な情報の整理について」		
	意見なし		